

令和3年2月25日（木曜日）

美里町議会議会運営委員会会議録

美里町議会議会運営委員会会議録

令和3年2月25日（木曜日）

出席委員（6名）

委員長	村松秀雄君		
副委員長	平吹俊雄君		
委員	吉田眞悦君	鈴木宏通君	
	福田淑子君	千葉一男君	

欠席委員（なし）

委員外議員	我妻薫君		
議長	大橋昭太郎君		

説明のため出席した者

町長部局

総務課長	佐々木義則君		
企画財政課長	佐野仁君		

議会事務局職員出席者

事務局長	佐藤俊幸君		
事務局次長兼議事調査係長	齊藤美穂君		

令和3年2月25日（木曜日） 午前9時31分 開会

- 1 開会
- 2 委員長挨拶
- 3 議長からの諮問

美里町議会3月会議について

- 1) 議案等について

行政報告 2 件

報告 3 件

議案 25 件（条例 9 件、補正予算 7 件、予算 7 件、その他 2 件）

同意 16 件

2) 議員発議について

3) 一般質問の発言順序について 10 人

4) 会議の期間及び議事日程について

期間 3 月 2 日（火）～ 22 日（月） 21 日間

5) 陳情、要請等

4 その他

会議条例等の改正について

5 閉 会

午前9時31分 開会

○委員長（村松秀雄君） おはようございます。

ただいまから議会運営委員会を開会したいと思います。

ちょっと心配なのがG o T o E a t、宮城県も始まりました、販売がですね。23日からですか。知事も頑張って政府のほうに頼んだようでございますけれども、宮城県、まだまだコロナが10人以下となっておりますが、まだ潜在的な人がかなりいるのかなとは感じるんです。やっぱり安心するためにはPCR検査、この全国民が対象となつてすべきだろうという私見は持っておりますけれども、なかなか今回の一般質問にも対応策がいろいろ出ておりますので、3月会議長くなると思いますので、風邪など召さないように特に体に心配な方、よろしく御自愛をお願いしたいと思います。

それでは、当委員会、委員の全員出席でございますので、委員会は成立をしております。

また、委員会規則第27条の規定により、委員外議員として副議長の出席を求めています。

早速、3番、議長からの諮問、美里町議会3月会議についてということで、1) 議案等について、行政報告、報告、議案、同意とあります。たくさんありますので、順次お願いをしたいと思います。それでは本日は執行部より総務課長と企画財政課長に御出席を願っておりますので、御説明のほどよろしくお願い申し上げます。

それではどうぞ。総務課長。

○総務課長（佐々木義則君） おはようございます。本3月会議におきましてもよろしく御指導お願い申し上げます。

それで、議案等の説明に入ります前に、今回の議会の資料に一部誤りがございました。本当に大変申し訳ございません。初めにその議案の説明の前に、その誤りの部分について報告と対応する部分について説明をさせていただきたいと思っておりますけれども、よろしいでしょうか。

○委員長（村松秀雄君） 総務課長より資料の部分につきまして、今回の会議の議案に修正があるということで、申出がありましたので、これを認めていきたいと思っております。では資料、皆さん行きましたでしょうか。それでは説明のほどお願いいたします。

○総務課長（佐々木義則君） それでは資料の正誤表を基に企画財政課長のほうから御説明申し上げます。

○委員長（村松秀雄君） 企画財政課長。

○企画財政課長（佐野 仁君） 企画財政課の佐野でございます。

本議会につきましてもよろしく御指導のほどお願いいたします。

お渡ししております予算に関する説明書令和3年度、こちらの冊子の31ページでございます。31ページの歳出性質別という表がございます。こちらの3の公債費の欄でございます。この公債費の令和3年度の数字、これが11億4,269万8,000円となっております。こちら1,000円誤っております。正しくは11億4,269万7,000円が正しい数字でございました。これに伴いまして、対前年度比較、あるいは小計、1から6の欄、歳出合計がこれが合わせて1,000円ずつずれております。大変申し訳ございませんでした。

○委員長（村松秀雄君） ありがとうございます。修正部分、3カ所、6カ所ですか。対比までございます。これについての修正方法でございますが、いかがいたしましょうか。企画財政課長。

○企画財政課長（佐野 仁君） 修正箇所も多いことから、30ページと31ページのページ、こちらを差し替えさせていただければと考えております。

○委員長（村松秀雄君） ただいま企画財政課長のほうから、30ページ、31ページ、1枚分ですね。これを差し替えるということで申出がございました。このタイミングはどういったタイミングで行いますでしょうか。どういう考えでしょうか。

○企画財政課長（佐野 仁君） こちらにつきましては、議会の初日、または2日目の日に差し替えさせていただければと考えております。

○委員長（村松秀雄君） 一旦休憩します。

午前9時37分 休憩

午前9時38分 再開

○委員長（村松秀雄君） 再開をいたします。

ただいま企画財政課長のほうから、差し替えという御提案がありました。それについては会議初日が施政方針と一般質問で、議案には入らないということになります。一般のほうにもこの性質部分が、対比表が影響してくるだろうと思っておりますけれども、その辺が出ていないかと思っておりますので、初日の会議が始まる前に、局長のほうからアナウンスをしていただき、2日目の朝に控え室で差し替えをしていただくという段取りにしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。（「はい」の声あり）ありがとうございます。では企画財政課長、そのように手配いたしますので、対応のほどお願いいたします。

それでは続いて説明のほうに入っていきたいと思っております。

では行政報告のほうからよろしくお願いいたします。

○総務課長（佐々木義則君） それでは改めまして、3月会議の議案等について御説明を申し上げます。今回の会議につきましては、行政報告2件、専決処分等の報告3件、議案25件、同意16件でございます。

まず行政報告のほうから御説明をさせていただきます。座って説明をさせていただきます。

まず行政報告、1件目につきましては、美里町の空間放射線量等の測定結果についての行政報告となります。

令和2年度12月会議で報告した以降の令和2年11月1日から令和3年1月31日までの空間放射線量等の測定結果を報告申し上げるものでございます。測定結果につきましては、別紙行政報告資料の美里町空間放射線測定結果の資料の内容となっております。よろしく願い申し上げます。

○委員長（村松秀雄君） 放射線の測定結果の行政報告でございました。これについては何か気になるところはありませんでしょうか。

○委員（吉田眞悦君） 異議とかそういうのではないんだけど、この11月4日雨だったのかな。天候の関係なのかな。何か所か今しているんだよね。結構高い値が出ているということで、その要因というか何かある。そこまでは何も把握もしていないと。

○委員長（村松秀雄君） 11月4日の数値がちょっと高くなっているということね。

○委員（吉田眞悦君） かなりの数値が出ているわけだ。天候上の関係なのかなという感じには思っていたんだけど。0.09なんていうのが出ているんだよね。小牛田駅前公園のあたりかな。

○委員長（村松秀雄君） この辺の数値についての見解はお持ちでしょうか。

○総務課長（佐々木義則君） そこまではちょっと現時点では把握しておりません。ちょっとその辺については、後ほど確認させていただいて、状況というかその辺については行政報告の中で、もしその辺の詳細等が分かれば、つけ加えて報告させていただきたいと思います。

○委員長（村松秀雄君） その辺そうですね、地上50センチで0.09、一応ちょっと地表、地面に近くなれば高くなると、ちょっと今までない数値なので、その辺調査をお願いしたいと思います。ほかありませんか。なければ工事請負契約のほうをお願いいたします。

○総務課長（佐々木義則君） 続きまして、令和2年度北浦地区（横塚裏通線）路肩拡幅工事請負契約の締結についての御報告でございます。

工事請負契約の締結において、地方自治法第96条第1項第5号の規定が適用されない予定価格が5,000万円未満の工事請負契約のうち、予定価格が3,000万円以上の工事請負契約を締結い

たしました。本件につきましては、条件付き一般競争入札によるものでございます。契約締結状況の詳細につきましては、別紙行政報告資料の内容のとおりでございます。

以上、工事請負契約の行政報告となります。よろしくお願いたします。

○委員長（村松秀雄君） 北浦地区、横埦裏通線ですね、路肩の拡幅工事の請負契約の締結というところでございました。

これについて何かございますでしょうか。よろしいですか。工期なんですけれども、当然このぐらい497メートルか、これぐらいで2カ月でもう3月ですからね。当然繰越明許の予定になるということによろしいですね。

○総務課長（佐々木義則君） 今回3月の補正予算のほうで繰越明許の関連につきましても、提案させていただいておりますが、その後、繰越しの契約手続きを行うことになる予定でございます。

○委員長（村松秀雄君） ちょっとこの繰越しになって直すことはいいんですけれども、何かいつもこの年度末ぎりぎりになるという理由はあるんでしょうかね。機械の関係とか、工場との関係とかあるんでしょうけれども、もうちょっと早くできないものかね。というふうに生活者から見ればだよ。思うんですが。どうなのかね、その辺はね。

○総務課長（佐々木義則君） 今の関係につきましては、路肩拡幅、水路の工事関係ということもありまして、工事時期がどうしても非かんがい時期の工事になってしまうというところはあるんですけれども、お話のとおりもう少し早い段階で発注できればよかったんですけれども、他の工事等との調整等もあり、発注時期が少し遅くなってしまったというような理由でございます。本当に大変申し訳ございませんでした。

○委員長（村松秀雄君） いや、申し訳ないでなくてもっと早くできれば生活者も大変安心するのかなと。雨も先日の大雨みたいに、急遽いつ降ってくるか分からない状況でございますので、ただいまの天候ね。よろしくお願いたします。

以上でございます。ほかいいですか。吉田委員。

○委員（吉田眞悦君） 考え方なんですけど、この余剰分の中で、先の地震等の関係、一応全員協議会の中で報告はされましたけれども、その後新聞など見ますと、本町でも罹災証明の受付とか、そういったこともされているということなので、先の地震についての報告ということについては考えはないのかということです。この2件だけで終わりだよということだけなんですか。

○総務課長（佐々木義則君） この間の全員協議会で地震発生時の概要等については説明をさせていただいたところでございますが、現時点でお話のとおり、罹災証明の受付、それからその

地震によるごみ等が出た場合の対応部分については、新聞等も通じて広報させていただいているところがございますが、その後罹災証明等の関係については、今数件問合せ等が来ているという話は聞いてございますが、大きい被害等にもなっていないという状況もございまして、今回は行政報告での報告等については考えていないということの整理をさせていただいたところでございます。

○委員（吉田眞悦君） あまり出ていないと、問合せは数件あるけれども、大きくはなっていないと、報告以上ないということによろしいんですね。

○委員長（村松秀雄君） 吉田委員。

○委員（吉田眞悦君） いや、何もこっちからそういう指示をしたり命令したりすることではないんだけど、ただやっぱり議会としての、その証明の発信という意味合いも含めてやったほうがいいんじゃないのかなと思ったものですから、今聞いたりしました。判断はそちらです。

○委員長（村松秀雄君） 総務課長。

○総務課長（佐々木義則君） 今の御意見等、ありがとうございます。今後、この件につきましては、持ち帰り検討させていただきたいと思います。

○委員長（村松秀雄君） ほかありませんでしょうか。なければ次にまいりたいと思います。報告のほうですね。3件ございます。総務課長。

○総務課長（佐々木義則君） それでは続きまして報告第17号、専決処分の報告について御説明を申し上げます。議案書につきましては1ページ、資料編についても1ページとなります。

令和2年度美里町交流の森・交流館長寿命化等改修工事の工事請負変更契約の締結についてでございます。

契約の相手方である新日本商事株式会社と令和3年2月1日に工事請負変更契約を締結いたしました。詳細につきましては、別紙資料の内容のとおりでございます。

変更の内容につきましては、受変電設備にかかる地中開閉器、高圧計器、変圧器、及び変流器、電流切替器の追加の改修でございます。これは令和2年7月21日に実施されました東北電気保安協会による電気設備年次点検により、速やかに改修すべきとの指摘を受けたことによるものでございます。改修に当たりましては、本長寿命化改修工事において、高圧ケーブルなどの交換を計画しておりましたことから、改修箇所を追加することとしたものでございます。なお、これらの変更によりまして、工事請負契約の額は487万6,857円の増額となりました。地方自治法第180条第1項の規定により、専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。よろしくお願いたします。

○委員長（村松秀雄君） ただいまの説明でありましたが、何かございますか、これに。鈴木委員。

○委員（鈴木宏通君） 7月の保安検査からいろいろ上がったということですが、何でこの期間が空いてしまっているのかという、期間がなぜこんなに空いたのかというのが1点と、このほかの設備に関しての電気設備のいろいろなところですが、この工事一式一式ずっとありますが、このトータルで487万の差額ですので、どこの部分で一番大きな内容になったのかお聞きしたい。それだけです。分かりますか。どこの部分が、要するにこの区分されている変更内容のうち、どの部分が一番大きい工事変更内容なのかということです。お願いします。

○委員長（村松秀雄君） 総務課長。

○総務課長（佐々木義則君） まず時期が7月の点検で分かった内容をなぜ今回の2月の契約になったかということですが、この改修箇所等の内容について、点検報告が上がってきた内容から、点検業者、さらには現在の工事を行っている施工業者との調整等にちょっと時間がかかってしまったということで、今回の時期になってしまったということですが。

さらに、ちょっとこの機器を交換する部分について、どの部分が一番金額が大きいのかという部分についてまで、ちょっと把握、現在しておりませんので、ちょっとその辺については、報告の中で確認をさせていただいて、その部分についてもお話をさせていただきたいと思えます。遅くなった部分のことも含めてです。

○委員長（村松秀雄君） よろしいですか。ほかございませんでしょうか。副委員長。

○副委員長（平吹俊雄君） ちょっと私もお聞きしたいんですが、この要するに487万増えたわけですが、この契約というか、入札をし直すということは考えられないかな。この辺は何だか分からないので。

○委員長（村松秀雄君） 総務課長。

○総務課長（佐々木義則君） ただいまの御質問でございます。確かに電気工事の部分、これを別立てで発注するということはできないのかというお話でございましたが、できなくはないことにはなるんですけども、先ほどお話ししたとおり、この電気工事の部分の一部もこの長寿命化改修工事に一部含まれておりました。高圧ケーブルの交換だけだったんですけども、それが今回点検の結果、それ以外にも電気設備で更新したほうが良いという御指摘をいただきましたので、工事とすればそのいわゆる受変電設備の改修を行うという中で、一体的にやったほうが効率的といったところも。それから現在ちょうど全体を休館して工事をしている時期等もございますので、それに合わせて工事ができるということもございまして、今回変更契約に伴

って工事を実施するというごさいます。

○委員長（村松秀雄君） いいですか。ほかにありますか。じゃあなければ、18号のほうにまいます。報告18号、お願いいたします。

○総務課長（佐々木義則君） 続きまして報告第18号、専決処分の報告でございます。議案書については3ページ、それから資料編については5ページからとなります。

美里町農業集落排水処理施設使用料の未収金のうち、38件、未収金総額30万2,760円につきましては、債務者が破産法の規定により、裁判所から当該債権について、令和2年7月2日に免責許可決定を受けており、その事実を令和3年1月6日に確認いたしました。これにより、未収金を改修できる見込みがなく、実質的に債権としての経済的価値が完全に消滅していると認められることから、美里町債権管理条例第21条第1項の規定により、権利を放棄することについて、地方自治法第180条第1項の規定により、専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

以上よろしくお願ひ申し上げます。

○委員長（村松秀雄君） これは全協のほうに詳しく御説明をいただいた部分ですね。ありますでしょうか。なければ次、19号にまいます。19号、一般会計の令和2年の補正でございます。企画財政課長。

○企画財政課長（佐野 仁君） 続きまして報告第19号、専決処分の報告について御説明申し上げます。議案書につきましては5ページから、資料編につきましては6ページでございます。

令和3年2月13日に発生した福島県沖を震源とする地震は、本町におきましても震度5強の強い揺れを観測したことにより、特別警戒本部を設置し、被害状況の調査等を行うための職員の時間外勤務手当等に関わる予算を緊急に追加する必要があったことから、令和2年度美里町一般会計補正予算（第15号）を調製し、地方自治法第180条第1項の規定により、令和3年2月13日に専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により、議会に報告するものでございませう。

議案書の8ページをお開き願ひます。

予算本文第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ182万5,000円を追加し、歳入歳出の予算の総額を歳入歳出それぞれ147億9,342万9,000円といたしてあります。補正予算の細部につきましては、事項別明細書で御説明申し上げます。

初めに歳出でございませう。

議案書の19ページ、20ページをお開き願ひます。19、20です。

9 款消防費に182万5,000円追加いたしました。1 項消防費の災害対策費に時間外勤務手当177万5,000円、業務員等報酬5万円それぞれ追加いたしました。

次に歳入でございます。

前のページ、17ページ、18ページお開き願います。

17款繰入金に182万5,000円追加いたしました。2 項基金繰入金の財政調整基金繰入金に182万5,000円追加いたしました。

以上補正予算につきまして、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により御報告申し上げるものでございます。

以上でございます。

○委員長（村松秀雄君） ありがとうございます。これについて地震の調査等に係る時間外手当ということでもございました。これについては何かございますか。吉田委員。

○委員（吉田眞悦君） ちょっとお聞きしますが、お聞きというか確認なのかな、これまず一つは大変震災対応で本当に御苦労さまでした。日にちをまたぐような近い時間帯の災害でした。こういった場合でもやっぱりその災害の日、あくまで13日の夜中でしたよね、発生は。そして恐らくその対応を本格的にするのは14日ということになると思うんですが、そういう場合でも結局その発生した日ということの対応の仕方なのかな。例えば11時59分に発生しましたと。例えばの話だけれどもさ。そういった場合でも結局その日ということの専決の日付になってくるのかということもまず一つ。

○委員長（村松秀雄君） まず一つ。

○委員（吉田眞悦君） いいですか。

○委員長（村松秀雄君） 一つずつやろう。総務課長。

○総務課長（佐々木義則君） 今発生した日に専決をするのかというお話でございますが、その地震というか、災害によってもその部分については多少変わってまいります。今回の地震災害につきましては、震度5強というようなことでもございまして、本町は震度5強の場合については、特別警戒本部、警戒配備2号配備といったこととなります。この2号配備の場合については、その時点で職員が招集をするといった内容になっておりまして、今回はそういった意味で地震発生時刻に特別警戒本部を設置したといったことで、もうその時点で職員の招集命令と、イコールということでもございまして、今回の専決は夜中でしたが発生日にその時点で予算を確保しながらと、職員の招集をかけて対応したということで、当日になっていると。これが招集時間が仮にというか、地震でない場合というか、招集が若干遅れるケースもあるかと思うんで

す。そういった場合については、確かにその日になるか、翌日に招集をかけるかという部分で、若干違いが出てくるのかなと思います。

○委員長（村松秀雄君） 吉田委員。

○委員（吉田眞悦君） 基本的には立会いが必要な状況のケースだけあろうかとは思いますが。ただ結局対策本部を設置して招集をかけたのをまず基準とするという考え方でよろしいということですね。

○委員長（村松秀雄君） 総務課長。

○総務課長（佐々木義則君） そのとおりでございます。

○委員（吉田眞悦君） あともう一つが、これ一般会計だけなんですよね。だから例えば企業会計の分とか、それは議会のほうだと中身を今精査中なんだけれども、だからそれについては別に支障はないというか、専決、何もなしということでもよろしかったのかな。

○委員長（村松秀雄君） 総務課長。

○総務課長（佐々木義則君） お話のとおり、今回専決処分をいたしましたのは一般会計補正予算だけということになります。他の会計の部分につきましては、同じように対応しているわけですが、その部分については既存予算での対応が可能ということで、今回専決処分というか補正予算は上げないというようなところでの対応とさせていただいたところでございます。以上です。

○委員（吉田眞悦君） 間に合ったというか、既存予算内ということ、ただ災害がやっぱり起きたときに、そのケースだけですけれども、そういうこと。いいです。

○委員長（村松秀雄君） ほかがございますでしょうか。福田委員。

○委員（福田淑子君） 会計年度任用職員の報酬になっているんですけれども、これも福島県沖地震によるものと捉えているんですが、職員が出てくる分には当然のことだと思うんですけれども、この年度の任用職員まで駆り出されるというのはどういうことなんでしょうか。

○委員長（村松秀雄君） 会計年度任用職員の扱いですね。今回の地震に対する。総務課長。

○総務課長（佐々木義則君） お話のとおり正職員だけでなく、今回会計年度任用職員の、会計年度任用職員については、時間外の手当ということがございませんので、報酬という形で上げさせていただいているところでございます。主に出勤をしていただいた方につきましては、学校の業務員さん方とそれから防災管財課のほうに事務補助であります防災担当の事務補助の方に出勤をお願いしたということでございます。どうしても被害状況等の確認、その対応等でもどうしても会計年度任用職員のお力もお借りしなければならなかったということで、今回出勤を

いただいたということでございます。

○委員長（村松秀雄君） 福田委員。

○委員（福田淑子君） こういう災害のときに、この任用職員も時間外手当に関係するものでしょうが、それが適用になるということではないんですか。

○委員長（村松秀雄君） そのときのね。総務課長。

○総務課長（佐々木義則君） 任用の話からすると、災害のとき出るということではなくて、ある程度任用の中で時間外の勤務もあり得るといような任用の形となっております。今回につきましては、時間外勤務、会計年度は制度的に時間外勤務手当はありませんので、正規の業務時間以上業務をした場合については報酬に上乘せするというようになっておりまして、今回任用職員報酬ということで計上させていただいたということでございます。

○委員長（村松秀雄君） 福田委員。

○委員（福田淑子君） 聞いているのは基本的なことで、いろいろな災害が起きました。任用職員についても必要であれば適用になるということが基本だと受け止めてよろしいんですね。

○委員長（村松秀雄君） 総務課長。

○総務課長（佐々木義則君） お話のとおりでございます。

○委員長（村松秀雄君） ほかございますか。千葉委員。

○委員（千葉一男君） 今のところ、最初のほうについては命令で、行政行為としてはここで既に仕事に着手したという解釈ができるんですけども、多分それで立ち上げるからもうそこからスタートということだと思えるんですけどもね。日にちのほうは。時間の上だから。それはそれで理解できるんですけども、任用のところの整備の仕方、運営上の、そして正職員じゃない方の文書の精査をきちっとやられていますかという質問もちょっとおかしいんですけども、ここは命令で受けるものじゃなく契約社員ですから、命令ではないと思います。だからその辺の精査をきちっとやられているんですか。

○総務課長（佐々木義則君） 今委員お話しのとおり、命令といった形ではなくて、お話のように任用の当然当初に契約、任用通知書をお渡しするわけですけども、その中に当然正規の勤務時間等について記載しているのと併せて、状況によっては勤務時間をオーバー、または勤務時間外でも1時間当たり幾らという形で、勤務をお願いする場合もあるといったような内容の任用通知というか契約内容となっております、今回はそれに基づいてこういった状況なので出勤できないかということをお願いして出勤をいただいたということでございます。

○委員（千葉一男君） よく分かりました。ただ要するに文書でもう命令が既に決まっているじ

やないですか。今のやつは契約上の細部ですから、改めて命令を発するしかないですよ。それはきちっとやって、文書上もその辺もきちっとしていますよねという心配してちょっと、ここだけ。こういうことが起きる可能性というのはあるからさ。後でもいいですけども、ちょっとその辺をちゃんと精査しておいてもらいたいなと思いました。

○総務課長（佐々木義則君） 多分なおさら学校関係なものですから、学校では時間外等でこういった災害等が発生した場合に、ルール付けは当然されているところなんですけれども、ちょっとお話のとおりその辺についてはまた改めてちゃんと確認をさせていただきたいと思います。

○委員長（村松秀雄君） ほかよろしいですか。

それでは議案25件ございます。74号の町長等の給与及び旅費の一部改正ということで出ております。よろしく申し上げます。

○総務課長（佐々木義則君） それでは続きまして議案第74号、美里町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

議案書につきましては21ページ、資料編については7ページからとなります。

人件費に係る財政負担の軽減を図るため、引き続き令和3年4月1日から令和4年1月31日までの間、美里町長等の給料月額を支給に当たっては給料月額から給料月額に100分の10を乗じて得た額に相当する額を減ずるものでございます。

以上、美里町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の内容となります。

どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○委員長（村松秀雄君） 74号について何かございますでしょうか。ただいまの説明について。

今回は期間については1月31日までと、来年のね。来年改選期ということもあるので、それで区切ったということによろしいですね。あとよろしいですか。では次、議案第75号、これは児童厚生施設、児童館と放課後児童クラブの条例の一部を改正するというので、先日も全協のときに説明部分がありましたので、よろしくお願ひいたします。総務課長。

○総務課長（佐々木義則君） それでは議案第75号、美里町児童厚生施設条例及び美里町放課後児童健全育成事業条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

議案書につきましては22ページから、資料編については9ページからとなります。

本町では、児童福祉法に規定する児童の健全な育成を図るため、町内4カ所に児童館を設置し、児童への健全な遊びの場の提供に資するとともに、放課後児童クラブを併せて実施してまいりました。このため、近年の児童館利用については、放課後児童クラブの利用者が多くを占め、その他の小学生の利用は非常に少ない状況となっております。また、未就学児を連れた

保護者の方は、利用スペースの関係もあり、放課後児童クラブ実施時間帯の利用を控える状況も見受けられております。このことから、時代に即したそれぞれの事業により一層の充実を図ることを目的に、児童館の統廃合及び放課後児童クラブの実施施設の改修等を行うものでございます。詳細につきましては、会議当日、子ども家庭課長から御説明を申し上げます。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○委員長（村松秀雄君） 児童厚生施設条例と放課後児童の事業条例の一部を改正する条例でございますが、これについて何かありますでしょうか。

ではなければ次にまいります。76号の放課後児童クラブ施設の設置条例についてであります。総務課長。

○総務課長（佐々木義則君） それでは議案第76号、美里町放課後児童クラブ施設設置条例について御説明申し上げます。

議案書につきましては24ページ、資料編については13ページとなります。

これまで不動堂放課後児童クラブを実施してきた不動堂児童館は廃止することといたしました。不動堂放課後児童クラブについては、不動堂児童館を廃止した後も引き続き同じ施設を活用して、放課後児童クラブを実施することから、地方自治法第244条の2第1項の規定に基づき、公の施設の名称を不動堂放課後児童クラブ施設に改め、新たに設置するものでございます。詳細につきましては、会議当日子ども家庭課長から御説明を申し上げます。

以上よろしくお願ひ申し上げます。

○委員長（村松秀雄君） 放課後児童クラブ施設の設置条例の変更ですね。不動堂放課後児童クラブになると、児童館がね。廃止されることによってということなので、これについて何かありますでしょうか。ではなければ次、77号にまいります。医療費の助成に関するものですね。一部の改正です。お願ひいたします。総務課長。

○総務課長（佐々木義則君） それでは続きまして議案77号、美里町子ども医療費の助成に関する条例及び美里町心身障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

議案書につきましては25ページ、資料編につきましては14ページとなります。

子ども医療費及び心身障害者医療費の受給資格の更新に係る手続について公簿等の確認により、更新申請書の提出を省略し、受給者の手続にかかる負担を軽減するため、所要の改正を行うものでございます。詳細につきましては、会議当日子ども家庭課長から御説明を申し上げます。

以上よろしくお願ひ申し上げます。

○委員長（村松秀雄君） ただいま77号の医療費の助成に関する条例の一部改正でございます。

これについては何かございますでしょうか。なければ次にまいります。78号、国民健康保険条例の一部を改正するものでございますので、総務課長、お願いします。

○総務課長（佐々木義則君） それでは続きまして、議案第78号、美里町国民健康保険条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

議案書27ページ、資料編については17ページとなります。

新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律が、令和3年2月3日に公布され、同年2月13日から施行されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。詳細につきましては、会議当日、町民生活課長から御説明を申し上げます。

以上よろしくお願ひ申し上げます。

○委員長（村松秀雄君） 国民健康保険条例ですね。一部改正ということで新型コロナウイルスの部分でございます。これについては、今の説明について何かございますでしょうか。（「ちょっと委員長、いいですか」の声あり）吉田委員。

○委員（吉田眞悦君） これ傷病手当の関係の部分が出てくるんですけども、これすごくまだるっこしいというか、括弧内に病原体が出たコロナウイルスのところから始まって、そしてその下の次からなんですよ。令和2年1月に中華人民共和国から世界保健機関に対し、今各国で変異のウイルスが出てきているんですよ。だからこれももとは中国からのそれなんだろうけれども、そのまた変異ウイルスが蔓延した場合、中国に該当するのかな。それでいいのかい。解釈としては。

○委員長（村松秀雄君） 総務課長。

○総務課長（佐々木義則君） 今お話があったところも、うちのほうでもまずどうなのかということで問合せ等も行ったところでございます。確かに変異ウイルスも今出てきているんですけども、もとはこの中華人民共和国からいわゆる感染拡大したものという考え方で、この解釈はとれるということで、それも含むといった回答をいただいたところでございます。

○委員長（村松秀雄君） 新型コロナウイルスなので、その新型も含むということの解釈だったということですね。経緯のほうはね。

○委員（吉田眞悦君） その理由にも書いてあるとおり、確かに特別措置法の改正に伴って、そのようになるということなんですけれども、解釈、そういう解釈だということだからそれにしてもね。ちょっとだからいろいろな、これからどういうウイルスがどういう展開をしていくか

分からないですけれども、間違いなくそのような強くなってきたりというのが新たに出るんだらうなということで、このままでいいのかと思ったものですから、一応。

○委員長（村松秀雄君） ほかありますか。福田委員。（「休憩お願いします」の声あり）。

では休憩いたします。

午前10時25分 休憩

午前10時31分 再開

○委員長（村松秀雄君） 再開をいたします。

それでは78号はないようでございますので、79号にまいります。

介護保険条例の一部を改正する条例でございます。これは介護保険料の改定ですね。よろしく申し上げます。

○総務課長（佐々木義則君） それでは続きまして議案第79号、美里町介護保険条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

こちらにつきましては議案書28ページ、資料編については19ページからとなります。

令和3年度から令和5年度までを事業期間とする第8期介護保険事業計画に基づき、令和3年度から令和5年度までの保険料率を定めるため、所要の改正を行うものでございます。詳細等につきましては、会議当日、長寿支援課長から御説明を申し上げます。

以上よろしくお願ひ申し上げます。

○委員長（村松秀雄君） 介護保険料改定で若干安くなるという、これも全協でお話がありましたが、これについて何かございますでしょうか。この数字は大丈夫ですね。

それでは第80号、そろそろ1時間たとうということで、ここで若干の休憩に入ります。再開は40分。よろしく申し上げます。

午前10時33分 休憩

午前10時40分 再開

○委員長（村松秀雄君） 再開をいたします。

それでは議案第80号、地域密着型サービスに関する条例の一部改正でございます。よろしく申し上げます。総務課長。

○総務課長（佐々木義則君） それでは続きまして議案第80号、美里町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例について御説

明申し上げます。

議案書につきましては29ページから、資料編については22ページからでございます。

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が令和3年1月25日に公布され、同年4月1日から施行されることに伴い、所要の改正を行うものでございます。詳細につきましては、会議当日、長寿支援課長から御説明を申し上げます。

非常にボリュームがある内容となっております。よろしく願い申し上げます。

○委員長（村松秀雄君） ありがとうございます。大分本当に附則まで入れるとどこで終わるんだろうと思いますけれども、これは介護保険のほうの条例が変わったことによるものですね。

○総務課長（佐々木義則君） 今お話があったとおり、基準、国で定めます省令の改正に伴いまして、町でそれに関係する4本の条例を改正するものでございます。資料編の概要22ページの上段に書いてございますが、4つの条例を改正いたします。改正の主な内容につきましては、その下、2番目の改正概要のところに記載してございますが、今回のコロナの感染症等を受けての対策強化だったり、施設で発生した場合のその業務継続の取組強化だったり、ハラスメント対策、これら9項目等について、新たに見直し等がかかった部分がこの町に関わる4本の条例の改正等ということで、今回お願いするものでございます。

○委員長（村松秀雄君） ありがとうございます。これについて何かございますでしょうか。

ないようでございます。では次、81号にまいります。交流の森・交流館条例の一部改正でございます。よろしく願いします。総務課長。

○総務課長（佐々木義則君） それでは議案第81号、美里町交流の森・交流館条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

議案書については61ページから、資料編につきましては106ページとなります。

美里町交流の森・交流館の持続的かつ安定的な運営を推進するとともに、施設サービスの一層の向上を図るため、本条例における宿泊利用にかかる利用料金について、1人当たりの上限額から1棟当たりの上限額に変更するものでございます。

詳細等につきましては、会議当日、産業振興課長から御説明を申し上げます。

以上よろしく願い申し上げます。

○委員長（村松秀雄君） 利用料の改定でございますね。料金のね。上限額の比較、出ております。これについて何かございますでしょうか。吉田委員。

○委員（吉田眞悦君） さっきの課長からのその説明ということなんだけれども、これは施行日、7月1日なんですよ。だから夏休み前ということなのだからかもしれませんけれども、そういっ

た理由、ちゃんと基づいての説明になるんですか。

○委員長（村松秀雄君） 総務課長。

○総務課長（佐々木義則君） 内容的にはこの7月1日にしたという部分につきましては、現在長寿命化の改修工事等も行っているということで、これもまた次の補正予算にも絡む部分がございますが、改修工事がちょっと3月末まで完了するのが厳しい状況というところがございます。それらを踏まえるという部分と、あと利用料金の改正部分を周知するという期間、これも当然必要でしょうと。予約を受けるのにですね。その辺も加味いたしまして7月1日からの施行という形にさせていただいたということがございます。

○委員長（村松秀雄君） ほかありますか。

○委員（吉田眞悦君） いや、だからそういう説明があるんですかということ。

○委員長（村松秀雄君） 説明の追加ですね。

○総務課長（佐々木義則君） 当然その辺についても担当課長から説明をさせていただくことになります。

○委員長（村松秀雄君） ちょっと休憩します。

午前10時46分 休憩

午前10時47分 再開

○委員長（村松秀雄君） 再開します。

これについて、81号について何かございますでしょうか。ほか。

では82号にまいります。町道構造の技術的基準を定める条例の一部改正でございます。これについてお願いいたします。総務課長。

○総務課長（佐々木義則君） それでは議案第82号、美里町町道の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

議案書につきましては63ページ、資料編については108ページとなります。

道路法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令が令和2年11月20日に公布され、同年11月25日から施行されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、会議当日、建設課長から御説明を申し上げます。

以上よろしくお願い申し上げます。

○委員長（村松秀雄君） 82号について何かございませんでしょうか。よろしいですか。

それでは議案第83号、一般会計補正予算に入ります。第16号の補正でございます。

企画財政課長、お願いいたします。

○企画財政課長（佐野 仁君） 私のほうから補正予算 7 件御説明申し上げます。

まず最初に、議案第83号、令和 2 年度美里町一般会計補正予算（第16号）についてでございます。

議案書につきましては64ページから、資料編につきましては111ページでございます。

まず最初に、議案書の65ページをお開き願います。

予算本文第 1 条既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 3 億4, 434万4, 000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ144億4, 908万5, 000円といたしております。詳細につきましては、事項別明細書で御説明申し上げます。

まず歳出でございます。

議案書の98ページ、99ページをお開き願います。98、99でございます。

1 款議会費で77万7, 000円減額いたしました。1 項議会費の議会費で、議会会議録調製業務委託料24万8, 000円減額いたしました。

2 款総務費で2, 559万円減額いたしました。

すみません、104ページ、105ページまでお進みください。中段でございます。

1 項総務管理費の総合交通対策費に住民バス運行業務委託料105万円追加し、次のページでございます。下段のほうです。諸費で定住促進補助金670万円、次のページ、お願いいたします。新型コロナウイルス感染症対策費で特別定額給付金事業1, 199万1, 000円、それぞれ減額いたしました。

続きまして、次のページ、110ページ、111ページをお願いします。下段のほうです。

3 項戸籍住民基本台帳費の戸籍住民基本台帳事務事業で、通知カード・個人番号カード関連事務交付金308万3, 000円減額いたしました。

3 款民生費で、2 億8, 835万2, 000円減額いたしました。

116ページ、117ページまでお進みください。116、117、こちらの下段のほうです。

1 項社会福祉費の障害者及び障害児福祉費に、障害者総合支援給付費負担金の国庫支出金精算返還金605万6, 000円、県支出金精算返還金302万8, 000円、それぞれ追加いたしました。

次のページ、118ページ、119ページ、同じく下段のほうです。

国民健康保険費で国民健康保険特別会計繰出金2, 806万5, 000円減額いたしました。後期高齢者医療対策費で後期高齢者医療特別会計繰出金271万2, 000円減額いたしました。

次のページの上段です。

介護保険費で、介護保険特別会計繰出金778万1,000円減額いたしました。

2項児童福祉費の児童措置費で児童手当給付事業1,147万5,000円、児童医療福祉費で子ども医療費助成事業1,439万5,000円、それぞれ減額いたしました。

次のページ、122ページ、123ページお願いします。

保育所費で、小牛田保育所保育士報酬846万円、なんごう保育園保育士報酬518万9,000円それぞれ減額いたしました。

次のページお願いします。124、125でございます。児童館費で、牛飼児童館放課後児童指導員報酬211万4,000円、南郷児童館放課後児童指導員報酬318万5,000円、不動堂児童館放課後児童指導員報酬421万4,000円、それぞれ減額いたしました。

次のページの126、127ページ、中段でございます。

3項災害救助費の災害救助費で、災害廃棄物処理事業1億7,805万9,000円減額いたしました。

4款衛生費で、5,722万2,000円減額いたしました。

次のページ、お願いします。128、129ページでございます。

1項保健衛生費の健康増進費で1,072万3,000円、続きまして次のページ、130ページ、131ページの中段でございます。環境衛生費で公共施設自立分散型エネルギー設備導入業務委託料3,147万1,000円減額いたしております。

続きまして132ページ、133ページ上段お願いいたします。

2項清掃費の塵芥処理費に農林業系廃棄物保管用パイプハウス建設工事請負費209万7,000円追加いたしました。これにつきましては、建設予定地の敷地がコンクリート再生砕石で整地しておりまして、地盤が非常に固かったため、通常の施工に加え地盤の破碎及び溝掘りの工法を追加するためでございます。

6款農業水産業費で2,956万6,000円減額いたしました。

次のページ、134ページ、135ページお願いいたします。中段でございます。中段からちょっと上でございます。

1項農業費の農業振興費に、機構集積協力金交付金116万7,000円追加し、土地利用型野菜の産地形成促進事業補助金170万3,000円、環境保全型農業直接支払補助金236万円、それぞれ減額いたしました。

畜産業費に肉用繁殖牛導入等資金貸付基金積立金150万円追加いたしました。

次のページ、136ページ、137ページお願いいたします。中段でございます。

農業集落排水事業費で、下水道事業会計農業集落排水事業補助金6,235万円減額いたしました。

農業農村施設費で、交流の森・交流館長寿命化等改修工事請負費1,596万4,000円減額いたしました。

次のページ、中段でございます。138ページ、139ページ中段でございます。

7款商工費で636万6,000円減額いたしました。

1項商工費の商工振興費で中小企業振興資金融資保証料補給金416万2,000円減額いたしました。

次のページ、140、141ページ中段でございます。

8款土木費に1億7,718万6,000円追加いたしました。

1項土木管理費の土木総務費に急傾斜地崩壊対策事業分担金250万円追加いたしました。これにつきましては、県が事業主体であります素山地区の急傾斜地崩壊対策事業に伴う分担金の追加であります。2項道路橋りょう費の道路橋りょう維持費に測量調査設計業務委託料2,050万円追加いたしました。

次のページ、142、143ページ上段お願いいたします。

道路新設改良費で、道路改良工事請負費2,859万9,000円、道路用地購入費122万1,000円、それぞれ減額いたしました。

4項都市計画費の公共下水道費で、下水道事業会計公共下水道事業補助金1,265万3,000円減額し、下水道事業短期貸付金2億円追加いたしました。下水道事業短期貸付金につきましては、下水道事業会計において、工事等の完了に伴う支払いにより発生する一時的な現金の不足を補うため、資金の貸付けを行うものでございます。

続きまして144ページ、145ページ下段のほうです。

9款消防費で262万2,000円減額いたしました。

1項消防費の水防費で水防用備品購入費114万9,000円減額いたしました。

続きまして148、149ページの中段でございます。148、149の中段でございます。

10款教育費で6,657万5,000円減額いたしました。

1項教育総務費の新型コロナウイルス感染症対策費で、スクールバス購入費242万円減額いたしました。

続きまして、次のページ150ページ、151ページの下段のほうです。

2項小学校費の新型コロナウイルス感染症対策費に、その他消耗品520万円追加いたしました。

続きまして、154、155、2ページほど飛びます。154、155の上段のほうです。

3項中学校費の新型コロナウイルス感染症対策費に、その他消耗品240万円追加いたしました。

4 項幼稚園費の幼稚園費で、特別支援教育支援員報酬117万4,000円、施設等利用費270万8,000円、それぞれ減額いたしました。

158、159にお進みください。下段のほうです。158、159。

6 項保健体育費の体育施設費で、非常用自家発電機更新工事請負費154万円。続きまして次のページでございます。こちらも下段のほうです。学校給食費で、外壁等改修工事請負費237万円、それぞれ減額いたしました。

次のページ、162ページ、163ページお願いいたします。

11款公債費で4,446万円減額いたしました。1 項公債費の元金で、長期償還元金3,678万6,000円、利子で長期償還利子767万4,000円、それぞれ減額いたしました。

次に、歳入について御説明申し上げます。

82ページ、83ページまでお戻り願います。82、83ページでございます。

1 款町税で197万5,000円減額いたしました。1 項町民税の法人で法人町民税法人税割732万5,000円減額いたしました。2 項固定資産税の固定資産税に固定資産税現年課税分785万円追加し、固定資産税滞納繰越分250万円減額いたしました。

3 款利子割交付金に27万2,000円追加いたしました。

4 款配当割交付金に107万8,000円追加いたしました。

5 款株式等譲渡所得割交付金で29万2,000円減額いたしました。

6 款法人事業税交付金に75万5,000円追加いたしました。

7 款地方消費税交付金で499万8,000円減額いたしました。

8 款環境性能割交付金で173万6,000円減額いたしました。

続いて84ページ、85ページ、次のページお願いいたします。

12款分担金及び負担金に64万2,000円追加いたしました。

1 項分担金の土木費分担金に急傾斜地崩壊対策事業分担金（現年分）91万4,000円追加いたしました。2 項負担金の民生費負担金に、保育所保育料（現年分）106万9,000円追加いたしました。

13款使用料及び手数料で344万6,000円減額いたしました。

1 項使用料の民生使用料で、保育所保育料（現年分）318万円減額いたしました。

14款国庫支出金で9,872万9,000円減額いたしました。

1 項国庫負担金の民生費国庫負担金で国民健康保険基盤安定負担金（支援分）325万5,000円、児童手当負担金860万3,000円、それぞれ減額いたしました。

続いて86、87ページお願いいたします。

2 項国庫補助金の総務費国庫補助金に東日本大震災復興交付金1,618万4,000円、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金2,852万2,000円、それぞれ追加し、民生費国庫補助金で災害廃棄物処理事業費補助金8,992万9,000円減額、土木費国庫補助金に道路橋りょう維持費補助金1,132万9,000円追加し、道路新設改良費補助金1,477万5,000円減額いたしました。

88ページ、89ページ、お進みください。88、89です。

15款県支出金で2,803万2,000円減額いたしました。

1 項県負担金の民生費県負担金で、国民健康保険費負担金1,655万3,000円減額いたしました。

2 項県補助金の民生費県補助金で、乳幼児医療費補助金495万2,000円減額いたしました。

続いて、92、93ページまでお進みください。92、93の上段でございます。

16款財産収入で3,715万7,000円減額いたしました。

2 項財産売払収入の不動産売払収入で町有地土地売払収入3,275万4,000円、練牛住宅団地分譲地売払収入440万3,000円、それぞれ減額いたしました。

17款寄附金に4万円追加いたしました。

18款繰入金で2億6,641万5,000円減額いたしました。

2 項基金繰入金で財政調整基金繰入金2億6,816万7,000円、合併振興基金繰入金686万2,000円、東日本大震災被災者等復興支援基金繰入金338万3,000円、それぞれ減額し、東日本大震災復興推進基金繰入金1,645万3,000円追加いたしました。

20款諸収入に1億3,390万円追加いたしました。

3 項款貸付金元利収入の民生費貸付金収入で、災害援護資金貸付金元利収入3,309万7,000円減額し、土木費貸付金収入に下水道事業貸付金元金収入2億円追加いたしました。

次のページ、94ページ、95ページお願いいたします。

4 項雑入の納付金で各種健診個人負担金282万6,000円、給食事業収入の給食費納付金で1,409万4,000円、それぞれ減額し、雑入に障害者総合支援給付費返還金1,022万3,000円追加、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金2,673万3,000円減額いたしました。

続いて次のページ96、97ページお願いいたします。

21款町債で3,825万1,000円減額いたしました。

1 項町債の農林水産業債で農業債1,480万円、教育債で中学校債1,010万円、小学校債1,510万円、それぞれ減額いたしました。減収補填債に減収補填債2,384万9,000円追加いたしました。

続いて74ページまでお戻りください。74でございます。

予算本文第2条 繰越明許費の補正につきましては、交流の森・交流館施設管理を初め、7

事業について、令和2年度に事業が終了する見込みがないことから、令和3年度に繰越しするものでございます。

続きまして隣のページ、75ページでございます。

予算本文第3条 債務負担行為の補正につきましては、指定管理料（青生コミュニティセンター）を初め、2件について債務負担行為の期間及び限度額を追加し、農林業系廃棄物処理業務委託料を初め、4件について債務負担行為の期間及び限度額を変更するものであります。

続きまして次のページ、76ページお願いいたします。

予算本文第4条 地方債の補正につきましては、緊急自然災害防止対策事業債（急傾斜地崩壊対策事業）を初め2件について追加し、公共施設等適正管理推進事業債（除却事業）を初め、17件について限度額を変更するものでございます。

以上が補正予算の内容となっております。よろしくをお願いいたします。

○委員長（村松秀雄君） どうもありがとうございました。大分ボリュームのある補正予算ですね。最後ですから。これについて何かございますでしょうか。吉田委員。マイクをお願いいたします。

○委員（吉田眞悦君） 75ページのこの債務負担の関係ですけれども、追加で青生コミュニティセンターの、これ3年度から6年度までということで、今までの青生コミュニティセンターの指定管理料とこれ2本立てになるんですね。違いますか。新年度は、これから新年度予算のほうに入るんだけど、結局新年度予算からすれば指定管理料が1,300万ぐらいになるのかな。青生コミュニティセンターの分はね。かなり増えるんですね。ですからそのためのここで追加の債務負担も組んでおくということの考え方なんだろうけれども、その要因というのは何なの。

○委員長（村松秀雄君） 企画財政課長。

○企画財政課長（佐野 仁君） すみません、75ページの指定管理料、青生コミュニティセンターの設定の理由でございます。今回の議会におきまして、議案の第75号におきまして提案させていただいているものと関連があるんですけれども、青生児童館の機能を廃止することということで、今後これまで青生児童館の職員等が担ってきました事務につきまして、今後指定管理者に対しましてお願いするということにしたいと考えております。それに伴いまして令和3年度から令和6年度までの、今まで指定管理料でお願いしていました債務負担行為の額に、新たにこの金額を債務負担として追加させていただきたいということで、この内容となっております。

以上でございます。

○委員長（村松秀雄君） 吉田委員。

○委員（吉田眞悦君） ちょっと考え方は分かりましたけれども、要するに今まで青生コミュニティセンターの場合は、結局児童館分は別ということでやってきたんでしたよね、確か。それで今回はこの指定管理の中で、あそこは職員が1人分だけだったんだよね。それらも結局倍近い金額になるんですよ。来年度から、3年度からということで、そちらの関係でこれも当然債務負担として計上しておくということによろしいんですよ。

○委員長（村松秀雄君） 企画財政課長。

○企画財政課長（佐野 仁君） 議員おっしゃるとおり、この金額の主なものについては、一番大きなものは人件費でございます。管理する指定管理者の人件費を増やしまして、このほかに現在子ども家庭課で予算措置しております管理的な一般会計で措置しておりました管理業務委託料につきましても、指定管理者のほうでやっていただくこととしたいことから、この金額を積み上げておる内容となっております。

以上でございます。

○委員長（村松秀雄君） 吉田委員。

○委員（吉田眞悦君） これは当然新年度予算との絡みも出てくるのでね。その中でも恐らく議論になるんじゃないかなと思いますけれども、あともう1つ、さっきの工事請負契約の変更契約、180条でやった部分と今回の補正で出てきております交流館の、要するに請差の下ろしたやつね。それを480何万でしたか、専決した分がね。だからそれらを引いた残りがということによろしいんですよ。今回の補正の分というか。

○委員長（村松秀雄君） 企画財政課長。

○企画財政課長（佐野 仁君） おっしゃるとおり専決させていただきました予算を含めまして繰越しのほうをさせていただくという内容となっております。

以上でございます。

○委員長（村松秀雄君） 吉田委員。

○企画財政課長（佐野 仁君） すみません、そちらのほうも加味しておる内容でございます。

（「それも含めて」の声あり）

○委員長（村松秀雄君） 中身については詳しいことはまた質疑のほうでしていただいて。ほかございますでしょうか。確認するところ。鈴木委員。

○委員（鈴木宏通君） 債務負担行為のことなんですが、要は教育用のパソコン保守業務料が追加で、小学校分3年度と4年度2年間で800万ということで追加になっていますが、これは2年

間だけ、例えばタブレットなのかどうか、そこら辺パソコン今設置してあるのがそのとおりなのか。

これとあと下の変更もあります。中学校と2つの中学校でこれも本当は3年度から6年度までの270万から、令和3年、4年の2年間で約倍ではないですけども、約160万前後増えていますので、これはパソコンの中身というのは例えばタブレットとかそういうところで関連していいのかどうか、それだけちょっと確認なんです。

あと最後の給食のやつも3年度から6年度までの1億5,900万だったのが、3年度だけに変更になっていますが、これもこの3年度だけの部分の債務負担行為で、今までのその金額に対してこのとおりということでもいいのかどうか、ちょっと確認だけです。

○委員長（村松秀雄君） 企画財政課長。

○企画財政課長（佐野 仁君） 1点目のパソコンの保守業務委託料でございます。まず変更させていただく内容ですけども、小牛田中学校と不動堂中学校の部分でございます。このほか南郷中学校のほうでも教育用のパソコン保守業務委託料として債務負担行為を上げさせていただいたところなんですけれども、この南郷中学校の債務負担行為というか契約が切れるのが令和4年度でこちらが切れる内容となっております。今回教育用パソコン保守業務につきまして、その南郷中学校の保守業務委託料が切れる令和4年度に合わせまして一度設定いたしまして、今後令和4年度から全ての小中学校を一本とした形で業務委託を発注したいということですから、これまでの期間を調整して、今回計上させていただきました。

次に、学校給食調理施設の運營業務委託料なんですけれども、こちらにつきましては12月の会議で一度提案させていただいた内容でございますが、実務を進める中でちょっと期間が足りなかったという内容がございました。結果的に令和3年度の1年間のみを債務負担行為として追加させていただきまして、改めて令和3年度中にこの内容について債務負担を計上させていただいて、業者を決定させていただきたいという内容での変更でございます。

○委員（鈴木宏通君） あとは質問すればいいんでしょうけれども、もう1回だけ。すみません、もう1回、パソコンのほうで4年度にそろえるというのは理解しましたが、この金額の補正前と限度額がかなり上がっていますよね。これについて、そのときに質問すればいいですか。

○委員長（村松秀雄君） 企画財政課長。

○企画財政課長（佐野 仁君） 上がった原因ですけども、今年度提案させていただいておりますGIGAスクールに伴います児童生徒1人1台体制のタブレット、こちらが一番大きくなっております。これの保守料が大きく金額が積み上がっている内容となっております。

以上でございます。

○委員長（村松秀雄君） タブレットプラスですね。（「あと周辺機器の」の声あり）休憩して。

午前11時19分 休憩

午前11時19分 再開

○委員長（村松秀雄君） 再開いたします。

ほかございますでしょうか。吉田委員。

○委員（吉田眞悦君） すみません、ちょっと休憩してもらっていいですか。

○委員長（村松秀雄君） 休憩します。

午前11時19分 休憩

午前11時22分 再開

○委員長（村松秀雄君） 再開をいたします。

ほかございませんでしょうか。（「なし」の声あり）気になるところよろしいですね。

それでは続いて、議案第84号、国民健康保険特別会計の補正でございます。よろしくお願います。

○企画財政課長（佐野 仁君） 続きまして、議案第84号、令和2年度美里町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について御説明申し上げます。

議案書につきましては164ページから、資料編につきましては112ページでございます。

まず議案書の165ページをお開き願います。

予算本文第1条既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億4,576万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ27億6,772万4,000円といたしました。今回の補正予算の主なものにつきましては、これまでの実績を見込んだ令和2年度の保険給付費の追加でございます。細部につきましては事項別明細書で御説明申し上げます。

初めに、歳出でございます。

議案書の180ページ、181ページ、お開き願います。

1款総務費で29万5,000円減額いたしました。3項運営協議会費の運営協議会費で国民健康保険運営協議会委員報酬14万6,000円、非常勤特別職費用弁償3万5,000円、それぞれ減額いたしました。

2款保険給付費に1億6,288万5,000円追加いたしました。1項療養諸費の一般被保険者療養

給付費に一般被保険者療養給付費負担金 1 億7,398万5,000円追加し、退職被保険者等療養給付費で退職被保険者等療養給付費負担金536万円、一般被保険者療養費で一般被保険者療養費負担金170万円、それぞれ減額いたしました。一般被保険者療養給付費負担金につきましては、昨年来多発しております自然災害等により、所得が減少した一般被保険者の負担区分変更に伴い、負担金に不足が見込まれるため追加するものでございます。

2 項高額療養費の退職被保険者等高額療養費で、退職被保険者等高額療養費負担金56万円、182ページ、183ページお願いします。下段でございます。一般被保険者高額介護合算療養費で、一般被保険者高額介護合算療養費負担金31万9,000円、それぞれ減額いたしました。

4 項出産育児諸費の出産育児一時金で、出産育児一時金200万円減額いたしました。

5 項葬祭諸費の葬祭給付費で、葬祭給付費65万円減額いたしました。

5 款保健事業費で1,677万5,000円減額いたしました。1 項保健事業費の疾病予防費で被保険者検診補助金961万2,000円減額いたしました。2 項特定健康診査等事業費の特定健康診査等事業費で、特定健康診査等委託料695万7,000円減額いたしました。

184ページ、185ページお願いいたします。

6 款基金積立金で4万7,000円減額いたしました。1 項基金積立金の財政調整基金利子積立金で財政調整基金利子積立金4万7,000円減額いたしました。

次に、歳入でございます。

176ページ、177ページまでお戻りください。

1 款国民健康保険税に541万5,000円追加いたしました。1 項国民健康保険税の一般被保険者国民健康保険税で医療給付費分現年課税分153万6,000円、医療給付費分滞納繰越分200万3,000円、後期高齢者支援金分滞納繰越分103万1,000円、それぞれ追加いたしました。

3 款県支出金に1億6,603万1,000円追加いたしました。1 項県補助金の保険給付費等交付金に普通交付金1億6,543万2,000円追加いたしました。

4 款財産収入で4万7,000円減額いたしました。1 項財産運用収入の利子及び配当金で財政調整基金積立金利子4万7,000円減額いたしました。

5 款繰入金で2,723万3,000円減額いたしました。1 項他会計繰入金の一般会計繰入金で保険基盤安定繰入金（保険税軽減分）1,990万円、保険基盤安定繰入金（保険者支援分）651万円、職員給与費等繰入金29万5,000円、出産育児一時金繰入金136万円、それぞれ減額いたしました。

次のページ、178、179ページお願いします。

2 項基金繰入金の財政調整基金繰入金に財政調整基金繰入金83万2,000円追加いたしました。

7 款諸収入に160万2,000円追加いたしました。1 項延滞金加算金及び過料の延滞金に一般被保険者延滞金149万8,000円追加いたしました。3 項雑入の一般被保険者第三者納付金に一般被保険者第三者納付金2万7,000円、一般被保険者返納金に一般被保険者返納金7万7,000円、それぞれ追加いたしました。

170ページまでお戻り願います。170ページです。

予算本文第2条 繰越明許費につきましては、特定健康診査等事業費について、新型コロナウイルス感染症の影響により、特定健康診査の実施時期が変更となったことから、特定保健指導が年度内に完了しないため、令和3年度に繰り越すものでございます。

続いて171ページでございます。

予算本文第3条 債務負担行為の補正につきましては、柔道整復療養費支給申請書内容点検等業務委託料を初め3件について、それぞれ債務負担行為の期間及び限度額を追加するものでございます。

以上が内容となっております。よろしくお願いたします。

○委員長（村松秀雄君） ただいま国保に関する補正の説明が終わりました。これについて何かありませんでしょうか。（「休憩お願いしていいですか」の声あり）

休憩します。

午前11時30分 休憩

午前11時34分 再開

○委員長（村松秀雄君） 再開をいたします。

ほかございますでしょうか。（「なし」の声あり）

なければ次にまいります。85号、後期高齢者の特別会計補正予算でございます。企画財政課長。

○企画財政課長（佐野 仁君） 続きまして、議案第85号、令和2年度美里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）についてでございます。

議案書につきましては186ページから、資料編につきましては113ページでございます。

まず議案書の187ページをお開き願います。

予算本文第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ606万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億168万1,000円といたしました。

内容につきましては、事項別明細書で御説明申し上げます。

初めに、歳出でございます。

議案書の198ページ、199ページお開き願います。

1 款総務費で45万円減額いたしました。1 項総務管理費の一般管理費で郵便料23万円減額いたしました。2 項徴収費の徴収費で、郵便料20万円減額いたしました。

2 款後期高齢者医療広域連合納付金で347万5,000円減額いたしました。1 項後期高齢者医療広域連合納付金の後期高齢者医療広域連合納付金で、後期高齢者医療広域連合納付金347万5,000円減額いたしました。

3 款保健事業費で214万1,000円減額いたしました。1 項健康保険増進事業費の健康診査費で後期高齢者健康診査業務委託料214万1,000円減額いたしました。

次に、歳入でございます。

前のページ、196ページ、197ページお願いいたします。

1 款後期高齢者医療保険料で121万2,000円減額いたしました。1 項後期高齢者医療保険料の特別徴収保険料に現年度分特別徴収保険料1,497万8,000円追加いたしました。普通徴収保険料で現年度分普通徴収保険料1,684万1,000円減額し、滞納繰越分普通徴収保険料65万1,000円追加いたしました。

3 款繰入金で271万3,000円減額いたしました。1 項一般会計繰入金の保険基盤安定繰入金で保険基盤安定繰入金226万3,000円減額いたしました。

5 款諸収入で214万1,000円減額いたしました。2 項雑入の宮城県後期高齢者医療広域連合補助金で、宮城県後期高齢者医療広域連合健康診査事業補助金214万1,000円減額いたしました。

以上が補正予算の内容となっております。よろしくお願いたします。

○委員長（村松秀雄君） ありがとうございます。後期高齢者医療についての説明でございました。何かありますでしょうか。（「なし」の声あり）

なければ次にまいります。

○企画財政課長（佐野 仁君） 続きます。議案第86号、令和2年度美里町介護保険特別会計補正予算（第6号）でございます。

議案書につきましては200ページから、資料編につきましては114ページでございます。

まず議案書の201ページをお開き願います。

予算本文第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5,060万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ25億8,730万9,000円といたしております。

細部につきましては、事業別明細書で御説明申し上げます。

まず歳出でございます。

議案書の214ページ、215ページお開き願います。214、215です。

1 款総務費で302万1,000円減額いたしました。

1 項総務管理費の一般管理費で42万6,000円、3 項介護認定審査会費の認定調査費等で163万4,000円、介護認定審査会費で85万9,000円、それぞれ減額いたしました。

次のページ、216ページ、217ページお開き願います。

2 款保険給付費で3,318万4,000円減額いたしました。1 項介護サービス等諸費の特例居宅介護サービス費で、特例居宅介護サービス給付費負担金306万3,000円、地域密着型居宅介護サービス給付費で、地域密着型居宅介護サービス給付費負担金729万8,000円、施設介護サービス給付費で施設介護サービス給付費負担金1,453万8,000円、それぞれ減額いたしました。

次のページです。218、219ページです。

2 項支援サービス等諸費の介護予防サービス給付費で、介護予防サービス給付費負担金191万7,000円、地域密着型介護予防サービス給付費で、地域密着型居宅介護サービス給付費負担金234万4,000円、介護予防住宅改修費で、介護予防住宅改修費負担金127万5,000円、続いて次のページです。220ページ、221ページです。介護予防サービス計画給付費で、介護予防サービス計画給付費負担金97万5,000円、それぞれ減額いたしました。4 項高額介護サービス費等の高額介護サービス費、高額介護サービス給付費負担金384万6,000円追加いたしました。

続きまして、222ページ、223ページです。

6 項特定入所者介護サービス等費の特定入所者介護サービス給付費負担金448万8,000円減額いたしました。

3 款基金積立金に86万6,000円追加いたしました。1 項基金積立金の基金積立金に介護給付費準備基金積立金88万2,000円追加いたしました。

4 款地域支援事業費で1,526万9,000円減額いたしました。

次のページです。224、225ページお願います。

1 項介護予防生活支援サービス事業費の介護予防生活支援サービス事業費で、訪問型サービス費負担金294万4,000円、通所型サービス費負担金463万7,000円、サービス事業計画給付費負担金342万6,000円、介護予防ケアマネジメント事業費で介護予防ケアマネジメント業務委託料248万1,000円、それぞれ減額いたしました。

2 項一般介護予防事業費の一般介護予防事業費で、介護予防事業委託料70万1,000円減額いたしました。

次に、歳入でございます。

210ページ、211ページまでお戻りください。210ページです。

1 款保険料で656万4,000円減額いたしました。1 項介護保険料の第1号被保険者保険料で、現年度分特別徴収保険料709万8,000円減額し、過年度分普通徴収保険料126万4,000円追加いたしました。

3 款国庫支出金で300万3,000円減額いたしました。1 項国庫負担金の介護給付費負担金で、介護給付費国庫負担金2,140万1,000円減額いたしました。2 項国庫補助金の介護給付費調整交付金に介護給付費調整交付金2,196万円追加し、地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）で、介護予防・日常生活支援総合事業国庫交付金301万2,000円減額いたしました。

4 款支払基金交付金で3,282万円減額いたしました。1 項支払基金交付金の介護給付費交付金で、介護給付費支払基金交付金2,956万7,000円、地域支援事業支払基金支援交付金325万3,000円、それぞれ減額いたしました。

5 款県支出金で70万1,000円減額いたしました。2 項県補助金の地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）で、介護予防・日常生活支援総合事業県交付金150万6,000円減額いたしました。

7 款繰入金で778万1,000円減額いたしました。1 項一般会計繰入金の一般会計繰入金で、介護給付費一般会計繰入金414万8,000円、事務費等一般会計繰入金282万8,000円、地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業）で、介護予防・日常生活支援総合事業繰入金150万6,000円、それぞれ減額いたしました。

9 款諸収入に27万7,000円追加いたしました。2 項雑入の第三者納付金に、第三者納付金241万6,000円追加し、雑入の雑入で介護予防支援サービス収入231万3,000円減額いたしました。

以上が補正予算の内容となっております。よろしく願いいたします。

○委員長（村松秀雄君） ありがとうございます。86号、介護保険特別会計の説明が終わりました。これについて何かありますでしょうか。（「なし」の声あり）

それではなければ次、87号水道事業会計補正予算に入ります。企画財政課長。

○企画財政課長（佐野 仁君） 続きまして、議案第87号、令和2年度美里町水道事業会計補正予算（第6号）について御説明申し上げます。

議案書につきましては228ページから、資料編につきましては115ページでございます。

初めに、第2条予算第3条に定めた収益的収支の収入について御説明申し上げます。

234ページをお開き願います。234ページです。

1 款水道事業収益に60万8,000円追加いたしました。1 項営業収益のその他の営業収益に、手数料10万8,000円、雑収益に50万円、それぞれ追加いたしました。これらにより、収益的収入合計を8億1,455万4,000円といたしました。

次に、収益的収支の支出についてでございます。

次のページ、236ページ、237ページお開き願います。

1 款水道事業費用で214万4,000円減額いたしました。1 項営業費用の配水及び給水費に修繕費330万円追加いたしました。減価償却費で有形固定資産減価償却費161万6,000円減額いたしました。2 項営業外費用の消費税及び地方消費税で451万8,000円減額いたしました。これらにより、収益的支出合計を7億9,339万2,000円といたしております。

次に、第3条、第4条に定めた資本的収支の収入でございます。

次のページ、238ページ、239ページお開き願います。

1 款資本的収入に216万円追加いたしました。3 項工事負担金の工事負担金に消火栓設置工事負担金121万円、庁舎設備費負担金95万円、それぞれ追加いたしました。これにより、資本的収入合計を1億2,601万8,000円といたしました。

次に、資本的収支の支出でございます。

次のページですね、240ページお願いいたします。

1 款資本的支出に120万4,000円追加いたしました。4 項国庫補助金返還金の国庫補助金返還金に生活基盤施設耐震化等補助金返還金120万4,000円追加いたしました。これにより、資本的支出合計を3億5,818万5,000円といたしました。

229ページまでお戻り願います。229ページです。

第3条でございます。

予算第4条本文括弧書き中の資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額を95万6,000円減額し、2億3,216万7,000円に、補填財源の当年度分損益勘定留保資金を101万5,000円減額し、1億6,363万6,000円に、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額に690万6,000円追加し、1,765万1,000円に、減債積立金を684万7,000円減額し、5,088万円にそれぞれ改めております。

以上の補正に伴いまして、第4条です。

予算第9条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費について併せて補正を行っております。

以上が補正予算の内容となっております。よろしく願います。

○委員長（村松秀雄君） ありがとうございます。水道事業ですね、これについての説明が終わりました。何かありますでしょうか。よろしいですか。

それでは88号の病院事業会計補正予算に入ります。お願いいたします。

○企画財政課長（佐野 仁君） 続きまして、議案第88号、令和2年度美里町病院事業会計補正予算（第4号）についてでございます。

議案書につきましては242ページから、資料編につきましては116ページでございます。

初めに、第3条予算第3条に定めた収益的収入について御説明申し上げます。

議案書の247ページをお開き願います。上段です。

1款病院事業収益で7,025万4,000円減額いたしました。1項医業収益の入院収益で4,567万8,000円、外来収益で2,720万8,000円、それぞれ減額いたしました。2項医業外収益の県補助金で60万2,000円、国庫補助金で203万円追加いたしました。これにより病院事業収益合計を6億5,666万7,000円といたしました。

次に、収益的支出でございます。

1款病院事業費用で1,593万2,000円減額いたしました。1項医業費用の材料費で、薬品費774万2,000円、診療材料費578万9,000円をそれぞれ減額し、経費で委託料240万円減額いたしました。これらにつきましては、患者数の減少に伴うものでございます。これにより、病院事業費用合計を7億3,919万6,000円といたしております。

次に、第4条、予算第4条に定めた資本的収入についてでございます。

次のページ、隣のページ、248ページ御覧願います。

1款資本的収入で104万5,000円減額いたしました。2項企業債の企業債で病院事業債100万円減額し、3項補助金の県補助金で4万5,000円減額いたしました。

次に、資本的支出についてです。

1款資本的支出で145万4,000円減額いたしました。1項建設改良費の有形固定資産購入費で、器械備品購入費143万9,000円減額いたしました。

続いて243ページまでお戻り願います。243ページです。

以上の補正に伴いまして、第2条予算第2条に定めた業務の予定量、続いて244ページです。第5条予算第5条に定めた企業債、第6条予算第10条について、併せて補正を行っております。

以上が補正予算の内容となっております。よろしくをお願いいたします。

○委員長（村松秀雄君） ありがとうございます。病院事業の説明が終わりましたので、これについて何かありますでしょうか。

それではなければ89号、下水道事業会計補正予算に入ります。よろしいですね。では企画財政課長。

○企画財政課長（佐野 仁君） 続いて議案第89号、令和2年度美里町下水道事業会計補正予算（第4号）についてでございます。

議案書につきましては249ページから、資料編につきましては117ページでございます。

初めに、第3条予算第3条に定めた収益的収支の収入についてでございます。

議案書の258、259ページお開き願います。258、259ページでございます。

1款公共下水道事業収益で1,446万9,000円減額いたしました。1項営業収益の雨水処理負担金で129万8,000円減額いたしました。2項営業外収益の他会計補助金で7,839万7,000円減額し、長期前受金戻入に6,593万4,000円追加いたしました。雑収益で70万1,000円減額いたしました。

2款農業集落排水事業収益で1,418万1,000円減額いたしました。1項営業収益の農業集落排水処理施設使用料で1,080万円減額いたしました。2項営業外収益の他会計補助金で2,372万6,000円減額し、長期前受金戻入に2,200万3,000円追加いたしました。雑収益で170万8,000円減額いたしました。これらにより、収益的収入合計を10億387万1,000円といたしました。

次に、収益的収支の支出でございます。

次のページ、260ページ、261ページお願いいたします。

1款公共下水道事業費用で1,471万円減額いたしました。1項営業費用の管きょ費で127万2,000円、ポンプ場費で119万7,000円、それぞれ減額いたしました。流域下水道維持管理費で690万7,000円減額いたしました。水質規制費で144万8,000円減額いたしました。総係費で222万7,000円減額し、減価償却費に38万5,000円追加いたしました。

2項営業外費用の支払利息及び企業債取扱諸費で193万9,000円減額いたしました。

2款農業集落排水事業費用で1,247万円減額いたしました。1項営業費用の処理場費で1,688万4,000円減額いたしました。資産減耗費に642万9,000円追加いたしました。

続いて次のページ、262ページ、263ページでございます。

2項営業外費用の支払利息及び企業債取扱諸費で247万6,000円減額いたしました。これらにより収益的支出合計を9億5,011万7,000円といたしております。

次に、第4条予算第4条の資本的収支の収入でございます。

次のページですね、264ページお開き願います。

1款公共下水道事業収益的収入に5,744万4,000円追加いたしました。1項企業債の企業債で830万円減額いたしました。4項補助金の他会計補助金に6,574万4,000円追加いたしました。

2 款農業集落排水事業資本的収入で3,710万9,000円減額いたしました。1 項企業債の企業債で4,460万円減額いたしました。3 項補助金の県補助金で1,000万円減額いたしました。他会計補助金に1,749万1,000円追加いたしました。これらにより、資本的収入合計を14億1,441万9,000円といたしております。

次に、資本的収支の支出でございます。

次のページ、266ページ、267ページをお開き願います。

1 款公共下水道事業資本的支出で533万7,000円減額いたしました。1 項建設改良費の污水管きょ建設改良費で200万円減額いたしました。建設諸費に113万1,000円追加いたしました。流域下水道建設事業負担金で161万8,000円減額いたしました。2 項企業債償還金の企業債償還金で285万円減額いたしました。

2 款農業集落排水事業資本的支出で5,522万2,000円減額いたしました。1 項建設改良費の污水管きょ建設改良費で2,258万2,000円減額いたしました。処理場建設改良費で2,000万円減額いたしました。下水処理施設建設改良費で649万5,000円減額いたしました。2 項企業債償還金の企業債償還金で614万5,000円減額いたしました。これらにより資本的支出合計を16億6,881万3,000円といたしました。

251ページにお戻り願います。251ページの中段の第4条でございます。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額を2億5,439万4,000円に、補填財源を当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1億2,588万2,000円、過年度分損益勘定留保資金7,771万8,000円及び当年度分損益勘定留保資金5,079万4,000円に改めております。

次のページ、252ページでございます。

第5条です。予算第5条に定めた債務負担行為についてでございます。

債務負担行為につきましては、口座振替等システム保守業務委託料を初め2件について、それぞれ債務負担行為の期間及び限度額を追加するものでございます。

次に、第6条予算第6条に定めた企業債についてです。公共下水道事業債（新設・汚水分）を初め6件について、それぞれ限度額を変更するものでございます。

以上の補正に伴いまして、第2条予算第2条に定めた業務の予定量、次のページ、253ページです。第7条予算第9条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費、第8条予算第10条に定めた他会計からの補助金について、併せて補正を行っております。

以上が補正予算の内容となっております。よろしくお願いたします。

○委員長（村松秀雄君） ありがとうございます。下水道会計の補正でございました。これにつ

いて何かございますでしょうか。（「なし」の声あり）よろしいですか。（「はい」の声あり）
ないということで、それでは午前中の部、ここで終了させていただきます。あとは90号から
まだありますので、再開は1時半といたします。よろしくをお願いします。

では休憩いたします。

午後0時02分 休憩

午後1時26分 再開

○委員長（村松秀雄君） では再開をいたします。

午前中に引き続き説明を求めたいと思います。

議案第90号、町道の路線廃止についてからお願いいたします。総務課長。

○総務課長（佐々木義則君） それでは、議案第90号、町道の路線廃止について御説明を申し上げ
ます。

議案書につきましては268ページ、資料編につきましては118ページとなります。

路線の変更に伴い、新たに区域を認定したいことから、路線番号1028号三十軒東線ほか1路
線を廃止することについて、道路法第10条第3項において準用する同法第8条第2項の規定に
より、議会の議決を求めるものでございます。路線番号1028号三十軒東線につきましては、路
線の延伸に伴い、起点を変更して新たに認定したいことから、廃止するものでございます。

路線番号3039号朝日壇線につきましては、路線の終点変更に伴い、新たに認定したいことか
ら廃止するものでございます。

幅員、延長などの詳細につきましては、別紙の廃止調書のとおりでございます。

以上よろしくお願ひ申し上げます。

○委員長（村松秀雄君） ありがとうございます。これについて何かございますでしょうか。

廃止ということで、次に新設が出てきますけれどもね。なければ次、91号お願いいたします。

○総務課長（佐々木義則君） 続きまして議案第91号、町道の路線認定についてでございます。

議案書については270ページ、資料については121ページとなります。

町民が利用している道路を町道として認定したいことから、路線番号1028号三十軒東線ほか
3路線について、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

路線番号1028号三十軒東線につきましては、路線の延伸に伴い、起点を変更して新たに認定
するものでございます。

路線番号3039号朝日壇線につきましては、路線の終点変更に伴い、新たに認定するものでご

ざいます。

路線番号3145号朝日壇1号線につきましては、朝日壇線の終点変更に伴い、新たに認定するものでございます。

路線番号3144号関根5号線につきましては、町民の生活に欠かせない路線を町道として新たに認定するものでございます。

幅員、延長などの詳細につきましては、別紙認定調書のとおりでございます。

以上、よろしくお願ひ申し上げます。

○委員長（村松秀雄君） ありがとうございます。これについて何かございますでしょうか。吉田委員。

○委員（吉田眞悦君） 1カ所だけ関根の3144号線、これは新しくですよ。今までここは道路はなかった、新しくつけたということの解釈でいいんですか。

○委員長（村松秀雄君） 総務課長。

○総務課長（佐々木義則君） この道路については、現在も道路としてはございます。町道認定はしてはいないんですけども、ただこの路線がごみの集積場所等の関係もありまして、地域で頻繁に活用している道路というようなことで、今回そういったことも含めて今後道路整備をしていきたいということもあって、町道に格上げするというところでございます。

○委員長（村松秀雄君） 吉田委員。

○委員（吉田眞悦君） 道路としては地域の方々は使っていたということで、私有地とかそういうのではないと。あくまで公共的な用地としては前からあったということの解釈でいいのかな。

○委員長（村松秀雄君） 総務課長。

○総務課長（佐々木義則君） そのとおりでございます。（「私有地じゃないってことね。登記上は。登記上は何もないってことになるのね。登記上は。農地とかさ」「休憩してくれ」「休憩で」の声あり）

○委員長（村松秀雄君） 休憩します。

午後1時32分 休憩

午後1時38分 再開

○委員長（村松秀雄君） 再開いたします。

それではよろしいでしょうか。町道廃止、新設。

それでは今度は議案が終わりまして同意のほうに入ります。同意6号から今度は農業委員会

委員の任命についてということで、3年任期が終わりまして、全員議会のほうで同意をするという形になっておりますので、議案に出てきております。それでは説明お願いいたします。

○総務課長（佐々木義則君） それでは同意6号から同意第21号まで、全て農業委員会委員の任命についてでございます。一括して説明をさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。（「はい」「結構です」の声あり）それでは一括して説明をさせていただきます。

まず議案書については272ページからとなります。資料編については125ページからとなります。

農業委員会委員の任命についてでございます。

16人の農業委員会候補者、農業委員会委員の適格者と認め、任命したいことから、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

任期につきましては、農業委員会等に関する法律第10条第1項の規定により、令和3年4月20日から令和6年4月19日までの3年間でございます。なお、候補者の経歴等につきましては、説明資料の126ページ以降に掲載させていただいているとおりでございます。

以上、よろしくお願ひ申し上げます。

○委員長（村松秀雄君） 副委員長。

○副委員長（平吹俊雄君） 16人なんですが、農業委員の募集というか、もっといたんですか。何人いたんですか。

○総務課長（佐々木義則君） 農業委員ですね、募集をかけておりまして、その募集して応募があった人につきましては全部で18人ということになっております。

○委員長（村松秀雄君） よろしいですか。副委員長。

○副委員長（平吹俊雄君） この16人に決めたあれは、経過みたいなことね。

○委員長（村松秀雄君） 総務課長。

○総務課長（佐々木義則君） ただいまの件について、この農業委員会の委員につきましては、農業委員会等に関する法律の第9条に候補者の推薦を、応募した者について、すみません、農業委員会等に関する法律施行規則のほうで、任命の過程の透明性を確保するため、委員会の候補者選定委員会を置くといったことで、町のほうで美里町農業委員会委員候補者選考委員会を設置しております。ここを窓口としまして、農業委員会委員の応募をいただいて、さらには審査等を実施していただきまして、最終的に16人の候補者を町長に答申いただいたといった経過でございます。

○委員長（村松秀雄君） 副委員長。

○副委員長（平吹俊雄君） その選考委員なんですけれども、それは何ですか、選考委員になる方はどういう方々なんですか。

○総務課長（佐々木義則君） すみません、ちょっと正式な選考委員の方々のお名前まで今資料がないんですけれども、選考委員のメンバーといたしましては、条例の第3条のほうで定められておりまして、農業協同組合理事、土地改良区理事、認定農業者、行政区長、その他町長が適当と認める者といったところで、その中から委員6名以内で町長が委嘱するという形になってございます。

○副委員長（平吹俊雄君） 分かりました。

○委員長（村松秀雄君） よろしいですか。

休憩します。

午後1時44分 休憩

午後1時51分 再開

○委員長（村松秀雄君） 再開をいたします。

以上で執行部からの説明を終わります。

新年度予算についての件は後ほどいいんだな。議運ではないですね。分かりました。

それでは課長さん方、ありがとうございました。

暫時休憩をいたします。

午後1時52分 休憩

午後1時53分 再開

○委員長（村松秀雄君） 再開をいたします。

次に、議員発議についてでございます。朝、議発3号、4号と2枚第一分科会のほう、前原吉宏委員長のほうのやつが出ておりますので、局長から説明をお願いいたします。

○事務局長（佐藤俊幸君） この間行財政・議会活性化調査特別委員会の、今回3月会議中に中間報告を行いまして、それを受ける形での条例、規則等の改正ということで、発議については第一分科会委員長発議という形でございます。中身につきましては、先日、全員協議会のほうでお話ししたとおりでございますので、よろしくをお願いいたします。

○委員長（村松秀雄君） 行財政・議会活性化調査特別委員会の中間報告でございますので、前原吉宏第一分科会委員長が提出者となっております。これについては事前に説明もありました

ので、その整理ということでございます。あと審議、これの議題、日程等については、4) 会議の期間及び議事日程についての中で、協議したいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

では、次に3)の一般質問の発言順序について入りたいと思っております。今回は10名の方、出されております。従来どおり抽選にて発言順序を決定したいと思っておりますので、副委員長、お願いいたします。また事務局のほうでも準備のほうお願いいたします。

事務局長の点呼によりまして、副委員長が抽選をさせていただきます。

○事務局長（佐藤俊幸君） それでは受付順に抽選を副委員長からお願いしたいと思っております。

まず最初に、議席番号5番の平吹俊雄議員です。4番です。

続きまして議席番号2番の鈴木宏通議員です。6番です。

続いて議席番号6番手島牧世議員です。7番です。

その次に、議席番号7番の佐野善弘議員です。抽選結果2番です。

その次、議席番号10番、柳田政喜議員です。8番です。

議席番号11番の前原吉宏議員です。1番です。

次に議席番号13番福田淑子議員です。3番です。

次、8番の藤田洋一議員は、抽選の結果、5番です。

次に、9番山岸三男議員は、10番です。

最後、議席番号3番村松秀雄議員につきましては、9番という結果でございます。

今度は発言順に申し上げます。

1番が前原吉宏議員、2番手が佐野善弘議員、3番目が福田淑子議員、4番目に平吹俊雄議員、5番目が藤田洋一議員、6番目が鈴木宏通議員、7番目が手島牧世議員、8番目が柳田政喜議員、9番目が村松秀雄議員、10番目、山岸三男議員といった結果でございます。

○委員長（村松秀雄君） 今事務局でしていますので、暫時休憩します。

午後1時58分 休憩

午後2時04分 再開

○委員長（村松秀雄君） では再開をいたします。

一般質問の発言順序につきましては、ただいま事務局から資料としていただきました1から10までの前原吉宏君から山岸三男君まで10人分ということでいたします。

以上といたしまして、次に、4) 会議の期間及び議事日程についてに入ります。

会議の期間につきましては、お手元に配付しております審議の予定表でございます。第1日目を3月2日とし、最終第21日目3月22日というふうに21日間としております。これにつきましては、この予定表のとおりであります、局長のほうから会議の流れについて補足説明をいただきたいと思っております。

○事務局長（佐藤俊幸君） 会議の期間につきましては、例年の分科会の審査日程等を確保していきますと大体このようなパターンになろうかと思っております。最終日が休み明けの3月22日月曜日といったことになろうかということでございます。

それですと一つは議事日程、初日の議事日程をお配りしておりますが、行財政・議会活性化調査特別委員会中間報告、こちらをまず最初にやらなければならないのかなということで、日程の3番目、こちらのほうに入るものと、そういったことで一応考えさせていただいてございます。

それから後で皆様に協議いただきたいのは、議員発議の今回の条例改正、これの新しい予算審査特別委員会に関わってくることでございますので、新年度予算の前までには上程をして議決が必要かと思っております。その審議の、どの辺で審議するか、こちらを後で皆さんと御協議をお願いしたいと思っております。

それから3月9日、8日目ですが、3月9日に中学校の卒業式があるということで、こちら町長、副町長が参加されるということで、どうしても理事者不在ということが見込まれますので、この日午前中に休会の扱いになろうかといったことでございます。それから小学校の卒業式もあるんですが、これは3月19日ですね、ただし議員のほうに特に招待があるわけでもございません。それで理事者不在で分科会のほうのまとめはできるんですが、ただ挨拶要員として管理職何人かがもしかして行かなくてはならないような形になるのかどうか。この辺ちょっと下のほうからはっきりした方針等がまだ示されていないんですが、休会まで付き合いする必要はないんじゃないかと考えております。例えばまとめのほうを、執行部のほうでどういった課長に代理で行かせるか分かりませんが、まとめにおいでいただければ担当課長あたり支障のない補佐ですね、うちのほうで分科会のまとめをやってしまったらどうなのかなということで、一応この予定表等はこうにさせていただいております。こちら後で皆様に御協議をお願いしたいと思います。

それから例年、今年10年目になりますが東日本大震災、そうですね、3月11日は分科会審査中でございますけれども、また分科会のもとに黙祷をしていただく形になろうかとは思っております。

事務局のほうからはとりあえず以上ということでございます。よろしく願いいたします。

○委員長（村松秀雄君） まず会議日程についてはよろしゅうございますでしょうか。22日まで。（「はい」の声あり）ありがとうございます。

それで先ほど局長のほうからも連絡ありました行財政・議会活性化調査特別委員会の中間報告と、一番先にしまして、あとはこの議発の部分ですね。どこに入れるかと、先ほど申しあげましたけれども、どのタイミングでどの場所に入れたいかということなんですが、これについて何かございますでしょうか。議案審査の前に、だから中間報告の後でもいいのかなと思いますけれども、それ全部終わらせてから一般質問に入ったほうが、施政方針から入ったほうがいいのかなと思うんですが。タイミング的に一般質問が終わってすぐか、議案審査の審議の前という形になります。いかがですか。いや、どこに入れるというものでなくてばらばらにならないようにだけ置けばいいと思うんです。

○事務局長（佐藤俊幸君） あとはちょうど3年前でしょうか、これは直接その会期中に絡む改正ではなかったんですが、同意案件の後に条例改正を入れてやっているといった経過はあるんですが、決めようです。特別委員会設置する前にはとにかく終わらないと。（「会議的には最初はそうなんだけれども、これ委員の発言でしょう」の声あり）

○委員長（村松秀雄君） 結局行財政を抜く作業もあるんですね。それはやっぱり中間報告、行財政入っているので、その前にはできないと思うのね。だから行財政の特別委員長の報告が終わってから、こう直しますよというのであれば順番的には問題ないんですが、どの辺に入れます。一般質問が終わってからにします。（「いや、中間報告だな」の声あり）それでは先にやってもらわないと駄目ですね。（「中間報告が先」「第1日目にしてしまうと、3番の一般質問の時間が微妙な」「3番の」「3番ですからね」の声あり）初日にやればね、施政方針に入る前にもう長くなっちゃうと。当然施政方針も長いので、（「一般質問が全部終わってからのほうが」の声あり）終わってから入ったほうが、議案の前でやったほうがタイミング的にいいと。一般質問に影響を起ささないということね。（「施政方針いきなり入って、時間まで。その前に中間報告があるし、施政方針があるとさ」「中間報告だってな」の声あり）流れからいえば、中間報告をやった後にこうですよ、だからこういうふうに直しますよと言ったほうが流れ的にはいいのね。理解しました。（「だから中間報告終わったら」「やったほうが」の声あり）意見として今行財政特別委員会の中間報告に関連しての内容だということで、終わった後にすぐやれば皆さんの理解も早いと。早いといっても理解はみんなされていますけれども、流れ的にはそのほうがよろしいんじゃないかという御意見がありました。

あとは福田さんにつきましては、一般質問に影響するから終わった後でもいいんじゃないかということです。どっちにいたします。先にやりますか、後でやりますかということですね。

（「3番目の一般質問、4時頃から始まらない、4時半頃から始まるんですね。目いっぱい使えば」「4時頃からでしょう」の声あり）一般質問につきましては、議長の采配により、途中でやめることも、延期することもあるということも可能ですよね。可能、いや不可能じゃないということですね。（「たまたま私が3番だから」「特別委員会9時半からやれば」の声あり）いろいろ御意見あったようでございますが、あとの時間もいろいろありますけれども、流利的なものでやはり行財政からの中間報告後にこの議発3、4号を出したほうが一番スムーズに行くのかなと思います。これにさせてもらってよろしいですか。（「はい」の声あり）分かりました。ということでお願いを申し上げます。

あと9日なんですが、案としましては中学校の卒業式で我々議会のほうには来ておりませんが、執行部のほうに設置者でありますので、教育長は別なのでね。（「別」の声あり）ですから町長、副町長、会計管理者が行くかどうか、（「全部で6人なんです」の声あり）6人行くんですか。（「小学校だから」の声あり）中学校だよ。（「ああ、中は3人だけだ」の声あり）中は3人だから、（「9日」「9日は3人だ」の声あり）そうすると会計管理者が行けば、会計課がぶつかって、（「議案審議されない」「議案審議だから」の声あり）議案審議駄目だな、分科会じゃなくて、まだね。すみません。ということで町長がいなければ駄目でございますので、午前中は休会と。午後からの議案審議、これはよろしいですね。（「はい」の声あり）

あとは震災の3月11日の2時46分、大震災への黙祷、ちょうど分科会に入っております。前回は一緒になかったかな、ここに来て、（「ここでやった」の声あり）議員控室で総務、産建がやっていたときにね。一緒になって黙祷いたしました。今回はどのようにいたします。そのようでいいですか。（「はい」の声あり）分科会、休憩していただいて。議員全員でおのおのあちこちじゃなくて1カ所で。（「ごめん、局長。美里町として一般質問にも出たようだけれども、その日の何も特別な行事はないんでしょう」「何も聞いていないです」「今ないということはないんだべから」の声あり）町としてないと。ただ議会として、（「だから今までどおりでいいんだ」の声あり）今までどおり、じゃあ一緒になって議会として総務、産建、この部屋でしょうからこの控室で黙祷するというので、各委員長さん方、お手配、心配りのほうお願いいたします。

あと18日目、3月19日、分科会の審査まとめね、この辺各小学校の卒業式がありますので、担当課長が当然町長代理として向かわれると思います。ただまとめですので、その担当課の代

理を出していただければ済むのではないかと。まとめだけなのでね。まとめの審査報告も午後3時と。委員長さんがすぐまとめ、詳細説明のまとめに入りますので、これはそのままでもよろしいですか。代理者で課長がいない課については代理の補佐なり係長なりが来ていただいて、出席してもらおうと。大体分科会で委員が発言して、ある程度助言的なものは課に求めるときがありますけれども、まるきり課長さん方が話を云々かんぬんというはありませんので、その辺は代理者で済むのかなと思います。分科会については通常どおり9時半からまとめに入ってくださいとらってよろしいでしょうか。（「はい」の声あり）ありがとうございます。福田委員。

○委員（福田淑子君） 今の代理の場合に、そういうものを伝えるのはだれが伝えるんですか。分科会の委員長が伝えるんですか。

○委員長（村松秀雄君） 分科会設置当初に話をしてください。また、その当初に話をするものがもう一つあるんですけれども、それはその他でお話ししたいと思います。ですから設置当初に御説明をお願いしたいということでもよろしいと思いますが、どうですか。（「はい」の声あり）ありがとうございます。

それではこの予定どおり議事日程については以上といたします。

あと通常ですとこの時期、陳情、要請等があるんですけれども、今回は提出はゼロ件でございます。昨日現在、今日現在もないですね。（「はい」の声あり）陳情、要請は。（「ありません」の声あり）（「一般質問の一応目標は」の声あり）目標、さっき言ったけれど3、4、3って言わなかったっけ。（「3、4、3」の声あり）3、4、3って言っていなかった。初日3日、2日目4人、それは大体初日終われば2日目も読めるかなと思います。それは議長のほうの腹づもりでございますので、我々が何人にしろという御意見も出せないと思います。それは流れによって、（「自分がどの辺、何日目かなというのはあるんだけど」の声あり）だから大体3、4、3がよろしいのかなと思います。3、5、2までいかななくても。（「2、4、4か」の声あり）3番発言者の、3番目発言者の後ろ時間もいろいろ考慮すれば3、4、3がいいのではないのかな。（「最初5人でも時間で次の日に動かせるものね。準備はして」「準備」「8番目」「5番目」「3、5、2」「3、5、2か」「3、5、2」「よろしいですか」の声あり）予定としては3、5、2でも3、4、3でもどっちでも構いませんので。（「3、5、2だそうです」の声あり）ではとりあえずは3、5、2という形の発言人数で議長さん、腹づもりお願いいたします。よろしいですね。（「はい」の声あり）

ではその他でございます。本日配付されております資料の中に、写しということで標準町村

議会会議規則の一部改正についての通知が全国町村議長会から来ております。これについて局長のほうから説明をお願いいたします。

○事務局長（佐藤俊幸君） お手元に写しとなって、全国議長会から都道府県議長会のほうに標準の会議規則の一部改正ということで通知が来て、県議長会のほうから各町村議会のほうにも来ております。

1枚めくっていただきまして、今回の標準の規則の改正の内容なんですが、大きく2点あります。まず欠席の事由の今事故あるときと書いてあるんですが、この事故につきまして具体的に公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助、その他のやむを得ない事由に改めると。それから出産の予定日の関係ですか、これ産前産後の部分とか、それからもう1つ大きな部分が請願の関係なんですが、今判こ行政の見直しということで、うちのほうの請願の提出のときも押印という一文がございます。これを押印を廃止するといえますか、押印しなくてもいいよという形に規則を改正ということでの標準規則の改正ということで来てございます。

その1枚めくっていただきまして、新旧対照表がございます。まず最初に欠席の関係がここではこの標準の場合は第2条なんですが、右側が現行で左側が改正案ということで、今事故のためという部分が具体的に記載されております。それから出産の関係ですが、これは第2条の第2項、こちら日数を定めてという部分が出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合は14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにしてあらかじめ議長に云々といった改正内容でございます。

それから請願書の記載事項、こちらは標準では第89条、うちの町ではこれ会議条例のほうで規定しております。会議条例の第何条でしたか、後ろのほうなんですが、そこに請願の手続等の関係がございますが、こちら現行では請願者の住所及び氏名を記載し押印しなければならないとあるところですね、これを改正後は請願者の住所、（法人の場合にはその所在地）を記載し、請願者（法人の場合にはその名称を記載し、代表者）が署名または記名押印しなければならないということで、署名が自署の場合は押印が要りませんよと。ワードなどで打った記名の場合には押印が必要ですが、署名の場合には押印は要りません、今現行ですと、記名ですね、ワードなどで打った場合でも押印が必要ですよと。そういった部分を簡素化するといったことでの標準の規則改正ということで文書が来てございまして、特に標準の89条の請願関係の押印廃止については、これは早手をつけなければならない部分かなと考えております。

それで議会運営委員会のほうで提出者となっていただいて、この現行の改正が必要な部分、会議規則と会議条例のほうですね、改正をしていただければと考えております。

それから今現在うちのほうの会議規則ですね、若干不具合と読み取れるような部分がございます、副議長の辞職は閉会中、こちら休会中にやったときはその議長に届けばオッケーみたいなそういうのがあるんですが、地方自治法を読みますとそれはちょっとうまくないなというものとか、ちょこちょこちょっと直したいなと思っている部分がございます。それら含めて今回もし会議規則のほうを改正していただけるのであれば併せてその辺もまとめて今3月会議中に改正をお願いできないものかと考えております。

なおその分の細かい部分等につきましては、今後執行部のほうで補正予算が追加議案で出されるという話も聞いてありますので、もう1回議運の皆さんに集まっていたかなければならない場面があると思いますので、そちらのほうで事務局としては、今の新旧対照表等を皆さんに御覧いただいて、それで議員発議の準備をしていただければなと考えているところであります。

以上でございます。

○委員長（村松秀雄君） 局長、これ議運のほうで出すという形になると。その前にうちでももう一度やるということで、いよいよ検討していくと。ということでございますので、また後日御連絡を差し上げたいと思います。

以上です。あとは局長これ、あと一番最後ですね、令和3年度の議会の定例会議の予定表が配付されておりますので、お願いいたします。

○事務局長（佐藤俊幸君） 定例会議の予定表でございます。こちらも会議条例を6月、12月につきましては第2週目の火曜日、9月、3月については第1週の火曜日ということなんでございますが、ただ一番下の3月定例会議、これ令和4年、来年の話になりますけれども、議案送付日はオッケーなんです、一般質問の締切日が通常水曜日なんです、ここが2月23日が天皇誕生日と重なって休みになってございますので、ここは1日ずれて木曜日になるのかなと。当然議運も1日ずれて金曜日にずれ込むのかなといったことでございます。

以上でございます。

○委員長（村松秀雄君） ということで3月は改選になりましてということでございます。23日が天皇誕生日で1日ずれていくという予定になっております。

ではほかございませんですか。一応これにて連絡については終わります。ほか皆さんのほうからございますでしょうか。福田委員。（「休憩お願いします」の声あり）

休憩します。

午後2時33分 休憩

午後2時34分 再開

○委員長（村松秀雄君） 再開をいたします。

皆さんのほうからほかございますでしょうか。

なければこれもちまして議会運営委員会を終了いたします。副委員長、御挨拶をお願いします。

○副委員長（平吹俊雄君） 大変ご苦労さまでございました。今日からこのアクリル板、やったんですが、圧迫感があるかなと思ったんですが、別に何かかえって安心感が出ていいな、いいような感じがしないわけでないということでございます。そういうことでオリンピックも7月23日からということで、来月25日ですか、福島をスタートするというところでございます。スタートすれば必ず進むのかなと思っているわけですが、しかしながら今のコロナの感染、あるいはそのワクチンが手配がどうなるか分からないという状況で、今後開催についてはいろいろとお話が出てくるのではないかなと思っております。そういう意味ですが、やはり我々といたしましては、開催してほしいなと思っているところでございます。

今日は我々の任期の最後の予算審議ということでございますので、慎重にそして的確に審査のほうをお願い申し上げまして、閉会の挨拶とさせていただきます。

本日は大変御苦労さまでした。

午後2時36分 閉会

上記会議の経過は、事務局次長兼議事調査係長齊藤美穂が調製したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名いたします。

令和3年2月25日

委員 長